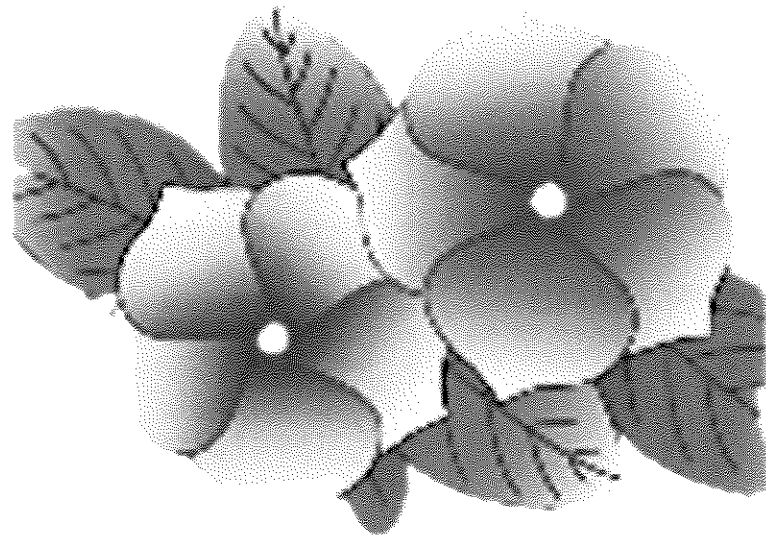


平成31年度 事業計画書



社会福祉法人 謙心会

目 次

I 法人全体	3	12. 財務の管理	16
1. 基本方針	3	13. 施設整備の取組	16
2. 基本理念	3	IV 事業所別計画	16
3. 評議員会	3	【特別養護老人ホーム】	
4. 理事会	3	1. 事業内容	16
5. 法人監査	3	2. 今年度の目標	16
6. 今年度の目標	3	3. 日課	16
7. 事業所名	4	4. 年間行事計画	16
8. 社会福祉法人謙心会組織図	4	5. クラブ・レクリエーション活動等	17
II 支援内容・基本業務	5	6. 運営推進会議	17
1. 基本方針	5	【(予防)短期入所生活介護】	
2. 介護支援	5	1. 事業内容	17
(1) ユニットケア	5	2. 今年度の目標	17
(2) ケアマネジメント体制の充実	5	3. 日課	17
(3) 事故防止への取組(リスクマネジメント)	5	4. 年間行事計画	18
(4) 身体拘束廃止	5	【(予防)通所介護】	
(5) 高齢者虐待防止	5	1. 事業内容	18
(6) 認知症老人への対応	6	2. 今年度の目標	18
3. 健康管理	6	3. 日課	18
(1) 嘱託医	6	4. 行事・レクリエーション等	19
(2) 協力医療機関	6	5. ボランティアによる活動	19
(3) 看護職員の今年度目標	6	6. その他のサービス(宿泊デイサービス)	19
(4) 主な看護業務	6	【認知症対応型共同生活介護事業】	
(5) 個別機能訓練	7	1. 事業内容	20
(6) 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア	7	2. 今年度の目標	20
(7) 看取り介護	8	3. 日課	20
(8) 感染症・食中毒の予防	8	4. 行事・レクリエーション等	20
(9) 褥瘡予防	8	5. 運営推進会議	21
4. 栄養・調理業務	9	【小規模多機能型居宅介護事業所】	
(1) 業務方針	9	○にちにちそうかじや	
(2) 今年度の目標	9	1. 事業内容	21
(3) 平成31年度行事・食事計画	10	2. 今年度の目標	21
III 管理・運営	11	3. 日課	21
1. 会議	11	4. 行事・レクリエーション等	22
2. 委員会活動・研修会	12	5. 運営推進会議	22
3. 職員会議	12	6. 外部評価	22
4. 防災計画	12	○にちにちそうもとまち	
5. 地域交流活動	13	1. 今年度の目標	23
(1) 家族との交流	13	2. 日課	23
(2) 地域との交流	13	3. 行事・レクリエーション等	23
(3) ボランティアの受入れ	13	4. 運営推進会議	24
(4) 学生・実習生の受入れ	13	【居宅介護支援事業】	
6. 広報活動	13	1. 事業内容	24
7. 苦情処理体制	13	2. 今年度の目標	24
8. 個人情報の保護	13		
9. 法令遵守(コンプライアンス)	14		
10. 情報の公開	15		
11. 資源の節約	15		

I 法人全体

1. 基本方針

介護保険法の法令を遵守して、入居者及び利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるよう援助することである。

また、地域やご家族様との結びつきを重視しながら、関係する区市町村や保健・医療・福祉サービス提供者等と密接な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

2. 基本理念

一、私たちは、思いやりの心で良質な介護を提供し、自立した日常生活の支援に努めます。

一、私たちは、一人ひとりの幸せと地域福祉に貢献します。

一、私たちは、謙虚な姿勢を忘れず、自己研鑽に努めます。

3. 評議員会

第1回（6月） … 平成30年度事業報告・決算等

その他、必要に応じて随時開催

4. 理事会

第1回（5月） … 平成30年度事業報告・決算、平成30年度事業中間報告等

第2回（10月） … 平成31年度事業中間報告等

第3回（3月） … 平成32年度事業計画・予算等

5. 法人監査

監事監査（5月）

6. 今年度の目標

(1) 健全経営

法人全体で収入確保、支出削減に取り組みます。それぞれの事業所で創意工夫し、特徴を持たせ、サービスの質の向上による、収入増を図ります。

(2) 地域貢献

地域の福祉施設として、他法人と連携して設立した「社会福祉法人連絡会」の活動等を通して、地域住民も参加できるイベントや研修等を企画・実施する取り組みを行います。又、施設の職場体験・実習生受け入れ・近隣保育園及び小中学校等との交流等を実施し、地域住民の福祉力の向上を図ります。

(3) サービスの質の向上

法人全体において定期的な研修を行い、高齢者介護に関する専門知識・技術の向上に努めます。又、利用者の重度化による介護職員の負担軽減と介護事故防止を目的にした介護ロボットの導入、少人数での業務を可能とするICT（Information and Communication technology：情報通信技術）・IOT（Internet of Things：モノのインターネット）の促進等を国の情勢を見ながら積極的に検討していきます。

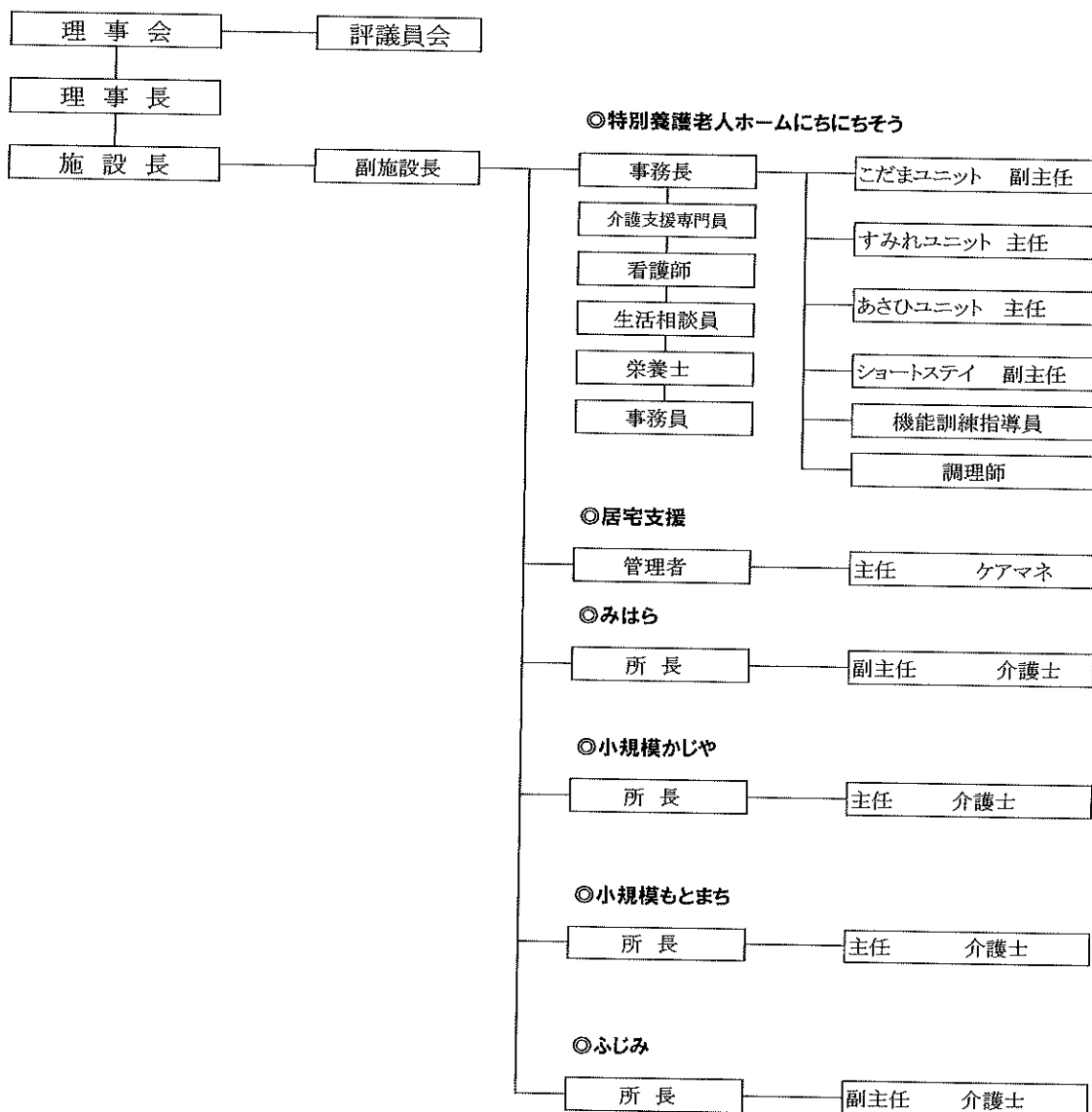
(4) 人材確保（人材育成）

研修計画等に基づき積極的な研修実施や外部研修への派遣をし、特に新規採用・在籍中の職員で資格の無い者には、将来的に介護福祉士及び介護支援専門員の資格を取得できるように支援します。雇用についても新卒・中途採用に力を注ぐと同時に働きやすい職場の構築と働き方改革の推進を積極的に行い離職防止対策も行っていきます。

7. 事業所名

- 特別養護老人ホームにちいちそう（地域密着型介護老人福祉施設）
- ショートステイにちいちそう（（予防）短期入所生活介護）
- にちいちそうみはら（通所介護、通所型サービス総合事業）
- にちいちそうふじみ（認知症対応型共同生活介護）
- にちいちそうかじや（（予防）小規模多機能型居宅介護）
- にちいちそうもとまち（（予防）小規模多機能型居宅介護）
- 居宅介護支援事業所にちいちそう（居宅介護支援）

8. 社会福祉法人謙心会組織図



II 支援内容・基本業務

1. 基本方針

- 一人ひとりの個性と生活歴を尊重した支援をする。
- 医師及び各職種が連携し、チームケアを実践する。
- 地域との関わりを大切にし、地域社会の一員であることを自覚して地域に貢献する。

2. 介護支援

(1) ユニットケアの重視

ユニットケアの理念「入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービス提供を行う。介護支援計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連動したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう支援する。」

(ユニット型特別養護老人ホームの施設設備及び運営に関する基準 第三十三条) を実践する。

- ①入居者が自分の住まいと思えるような環境をつくる。
- ②今までの暮らしを続けてもらえるような暮らしをつくる。
- ③24時間の暮らしを保障する仕組みをつくる。(24時間シートの作成)
- ④一人ひとりのプライバシーを尊重し、一人ひとりの生活の質を高める。
- ⑤ユニット費を支給して、活発かつ柔軟な活動を継続する。
- ⑥認知症介護研修、東京センターユニットケア研修会に参加する。

(2) ケアマネジメント体制の充実

介護保険の趣旨に従い、利用者のニーズに沿いつつ、ご利用者の尊厳を保持し、有する能力に応じ『自立』『自律』した生活を営むことのできるよう、個別サービス計画書(ケアプラン、栄養ケア計画、個別機能訓練計画等)を利用者・家族・各職種協働で作成する。

- ・アセスメント⇒カンファレンス⇒計画作成⇒同意⇒サービスの実施⇒モニタリング
- ・介護及び看護記録の一元化を図る(どこの部署からでも閲覧できる。)

(3) 事故防止への取り組み(リスクマネジメント)

常に安心・安全・快適な環境で生活できるよう環境整備に努める。しかし、危険はあらゆる所に潜んでいることを前提にして、常に危険の予測にたつて業務を行う。

- ・安全対策委員会により、自己への未然防止や万が一の時の連携や対策を研究する。
- ・リスクマネジメントとしてヒヤリハット報告書・事故報告書を提出する。
- ・防災に関しても定期的に訓練を行い、万全を期する。

(4) 身体拘束廃止

基本的人権の尊重に配慮し、身体的な拘束を廃止する。

- ・安全対策委員会を定期的に開催すると共に年2回の研修を実施し、身体拘束の廃止に努める。

(5) 高齢者虐待防止

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたが、当施設においても虐待を行わないことはもちろんだが、居宅の利

用者においても早期発見・解決に努める。

- ・安全対策委員会を定期的開催すると共に年2回の研修を実施し、虐待の防止・早期発見・解決に努める。
- ・職員のストレスマネジメントも行う。
- ・居宅においても介護者が精神的に追い込まれないように支援する。

(6) 認知症老人への対応

認知症は病気であることを理解して、「特別な目で見ない、馬鹿にしない、拘束しない、叱らない、否定しない」を実行して、穏やかに過ごしていただけるよう努める。

- ・精神科医と連携を図る。
- ・徘徊者の誘導は、無理に説得せず一緒に散歩する等して納得するような誘導に心がける。
- ・残存能力を活かし、活躍していただく。(洗濯物たたみや食材の皮むき等)
- ・認知症に関する研修会参加や資格(認知症ケア専門士、認知症実践者研修等)取得。

3. 健康管理

利用者一人ひとりが、健康で快適に過ごし、充実した生活が送れるよう個別に医師・看護職員を中心に各職種連携して健康管理を行う。

(1) 嘱託医

【特別養護老人ホーム・ショートステイ】

『那須中央病院』内科

住所：大田原市下石上1453 Tel：0287-29-2121

(2) 協力医療機関

【特別養護老人ホーム・ショートステイ】

『那須中央病院』内科・外科・整形外科等

住所：大田原市下石上1453 Tel：0287-29-2121

『小倉歯科医院』歯科

住所：大田原市新富町2丁目3番36号 Tel：0287-22-2543

【かじや・もとまち・ふじみ】

『橋本内科クリニック』内科・呼吸器科・小児科

住所：大田原市元町1丁目2番14号 Tel：0287-22-2220

『小倉歯科医院』歯科

住所：大田原市新富町2丁目3番36号 Tel：0287-22-2543

(3) 看護職員の今年度目標

『医療的ケアの充実と支援』

- ・外部研修会に積極的に参加し、スキルアップを目指す。
- ・喀痰吸引・経管栄養における技術面の向上。
(喀痰吸引・経管栄養が行える介護士の育成)

(4) 主な看護業務

- ・全身状態の観察
- ・施設内感染の予防(インフルエンザ、疥癬、MRSA、ノロウイルス、結核、他)
- ・家族への連絡・連携
- ・医薬品と医療機器の管理

- ・介護、栄養との連携
- ・対応が必要となる判断基準と目安

- | | |
|----------------|-----------------------|
| ①食事摂取状況 | ⑧痛み（部位・腫脹・発赤・熱感） |
| ②排泄状況（尿・便の性状等） | ⑨皮膚（腫脹・熱感・湿疹・皮膚の状態や色） |
| ③意識レベル | ⑩嘔吐 |
| ④顔色（紅潮・蒼白・黄染） | ⑪痙攣（部位） |
| ⑤発熱 | ⑫外傷（部位・出血・骨折・打撲状況） |
| ⑥血圧 | ⑬転倒・転落等 |
| ⑦脈拍（不整・結帯等） | |

(5) 個別機能訓練

機能訓練指導員の配置により介護支援専門員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が協働して入所者ごとの計画を作成し機能訓練を行う。

- ・計画の作成・・・多職種が協働して、利用者ごとにアセスメントを行い、目標設定、計画作成する。
- ・実施と評価・・・機能訓練指導員等が、個別機能訓練計画に基づき、計画的に機能訓練を実施し、効果や実施方法について評価等行う。
- ・説明と記録・・・訓練を行う際は、開始時及びその3ヶ月ごとに1回以上利用者又は家族に対して計画の内容を説明し、同意を得て、実施・記録（実施内容・訓練内容・担当者等）する。そして、記録は利用者ごとに保管する。
- ・同意・・・必ず利用者又は家族に同意を得る。
- ・訓練内容・・・各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むに必要な機能を改善し、又は、その減退を予防するために必要な訓練を計画する。

(6) 看護職員と介護職員の連携による医療的ケア

口腔内の吸引及び胃ろうによる経管栄養が必要になっても、引き続き特別養護老人ホームで生活できるよう、本来、医師・看護師等の医療職のみが行うことのできる医行為の一部を、医師・看護職員との連携の下で介護職員も行うものとする。

実施にあたっては「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取り扱いについて」（医政発第0401第17号 H22.4.1）の条件を満たし、利用者・職員ともに安心できる体制づくりに施設全体で取り組むものとする。

①対象となる医療ケアの範囲

- ・口腔内のたんの吸引（咽頭の手前まで）
- ・胃ろうによる経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入開始を除く）

②実施要件

- ・連携、協働（医療関係者による適切な医学管理）
- ・体制整備
 - 委員会を設置やマニュアル作成など
- ・医療的ケアの水準の確保
 - 看護職員を中心に介護職員に対する研修指導
- ・説明と同意
 - 本人・家族

※『にちろそ医療的ケア対策推進委員会設置内規』及び『特別養護老人ホームにち

にちそうにおける看護職員の連携による医療的ケアに関する指針』参照

(7) 看取り介護

当施設における看取り介護は、近い将来死に至ることが予見されるご利用者に対し、その身体的・精神的苦痛、苦悩をできるだけ緩和し、死に至るまでの期間、その方なりに日々の暮らしを充実して納得して生き抜くことができるよう援助し、その方の尊厳に十分配慮しながら終末期の介護に心をこめて行う。

①看取り介護の体制

・嘱託医師及び協力病院と施設長・看護職員・介護職員・栄養士・生活相談員・その他の職員で連携を図り、24時間体制を確保して行う。

②看取り介護に関する計画・実践

- ・終末期を当施設で介護を受けて過ごしたいというご利用者に対しては、他職種連携で計画を作成して、ご利用者又はご家族から「看取り介護についての同意書」を得る。
- ・医師及び他職種協働で、本人及び家族への身体的・精神的ケアを行う。
- ・経過観察記録を記入する。
- ・定期的にカンファレンスを開催する。

※「社会福祉法人謙心会の看取りに関する指針」及び「看取りに関するフローチャート」参照

(8) 感染症・食中毒の予防

高齢者は、感染に対する抵抗力が弱く、集団での生活には感染が広がりやすい状況にある。感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には、感染症の拡大防止のため、迅速で適切な対応を図ることが必要である。

①安全対策委員会（感染症対策）の設置

②安全対策委員会（感染症対策）の構成

・医師、施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、機能訓練指導員、栄養士、生活相談員、その他の職員

③安全対策委員会（感染症対策）の実践

- ・定期的に開催し「感染症」に関する知識習得と「発生時の対応」について話し合う。
- ・感染症予防に関する職員研修を行う。
- ・感染症対策マニュアルの見直しを行う。
- ・関係機関との連携（情報収集、発生時の行政への届出など）
- ・職員自身の健康管理も行う。

※「感染症対策マニュアル」「感染症及び食中毒の予防及びまん延のための指針」参照

(9) 褥瘡予防

高齢者は、低栄養状態や活動低下、疾病に伴う寝たきり状態に陥りやすく、褥瘡が発生するリスクがある。特に施設利用者にあつては、加齢に伴い心身の機能が低下している方が多く、そのリスクは高いと思われる。

まず、ハイリスク者を把握し、リスクをもつ利用者の健康で尊厳ある生活の実現のため、多職種協働のもと質の高いサービスの提供を目指してこの指針に従い、褥瘡発生予防に対する体制を確立し、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うことを目指す。

①安全対策委員会（褥瘡予防）の実践

- ・毎月開催し「褥瘡予防」と「褥瘡発生時の対応」について話し合う。
- ・褥瘡予防に関する職員研修を行う。

- ・個別の介護サービス計画書に示された褥瘡予防計画に基づき、別に定めるマニュアル等に従って、日常的なケアにおいて褥瘡予防又は治療に努める。
- ※「褥瘡予防対策指針」及び「褥瘡予防対策マニュアル」参照

4. 栄養・調理業務

(1) 業務方針

「食」は健康のバロメーターとして生活に欠かす事のできないもので、老年生理の特徴・長年の生活環境や食習慣・嗜好の相違などを考慮して、栄養バランスのとれた喜ばれる給食作りを行う。

- ・個々の身体状態（咀嚼力・健康状態）に合わせた食事の提供。
- ・わかりやすい献立表を、よく見える場所に掲示する。
- ・見て楽しめるような盛り付け、食器類に気を配る。
- ・季節食、行事食、適温給食等の工夫。
- ・複式メニュー、バイキング方式を取り入れ自己選択できるようにする。
- ・外食、出前等により食事に変化をつける。（事業所・ユニットごとに計画）
- ・安全で安心した食事の提供（食中毒等の予防、衛生管理の徹底、衛生管理マニュアル・衛生管理対応マニュアル）
- ・給食会議を定期的に関き、給食改善に努める。
- ・喫茶店を開き「明るさ」「楽しさ」「気軽さ」という雰囲気作りに努める。（ボランティアの協力により）
- ・可能な限り食堂にて食べていただく。（寝食分離）
- ・出来るだけ経口摂取。
- ・食堂の雰囲気作り。
- ・地域サービスの一環として手作りの温かいお弁当を作る。（給食サービス）
- ・水分補給の徹底
 - 午前・午後の水分補給（一日1000～1500ml）
 - 必要水分量（ml）＝（1ml/kcal）×摂取エネルギー量（kcal）
 - 発熱で体温が37℃を超えた場合、体温が1℃上昇毎に150ml/日増やし補給します。
- ・地産地消・・・地元農家から、お米や野菜を購入する。
- ・デイサービス、小規模多機能ではバイキング等を実施する。

(2) 今年度の目標

- ・メニュー、おやつ、行事食の充実を図る。
- ・季節を感じられる食材を取り入れるように努める
- ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）の徹底。
- ・手作りのおやつを提供する。

(3) 平成31年度行事・食事計画

月	主な行事	季節の物	本体	みはら	ふじみ	もとまち	かじや
4	清明 花まつり 穀雨 昭和の日	桜 花見 苗作り	お花見メニュー 赤飯 さくら餅 リクエスト給食	お花見メニュー 桜見学 誕生会 バイキング料理	お花見メニュー 桜見学 誕生会	お花見メニュー 桜見学 誕生会	お花見メニュー 桜見学 誕生会
5	八十八夜 憲法記念日 こどもの日 母の日	田植え あやめ	新茶 母の日メニュー リクエスト給食	新茶 母の日メニュー 誕生会	新茶 母の日メニュー 誕生会	新茶 母の日メニュー 誕生会	新茶 母の日メニュー 誕生会
6	虫歯予防 芒種 父の日 夏至	梅雨 あじさい 鮎釣り解禁	あじさい見学 父の日メニュー リクエスト給食	あじさい見学 父の日メニュー 誕生会	あじさい見学 父の日メニュー	あじさい見学 父の日メニュー 誕生会	あじさい見学 父の日メニュー 誕生会
7	七夕、小暑 海の日 土用の丑 大暑	ひまわり 梅雨明け うなぎ なす トマト	土用うなぎ 鮎焼き リクエスト給食	土用うなぎ 誕生会 バイキング料理	土用うなぎ 誕生会 バイキング料理	土用うなぎ 誕生会 バイキング料理	土用うなぎ 誕生会 バイキング料理
8	窯の蓋 立秋 盆供養 処暑	夏祭り あさがお 鮎釣り大会	饅頭作り 夏祭り 盆供養 鮎焼き リクエスト給食	饅頭作り 夏祭り 盆供養 鮎焼き 誕生会	饅頭作り 夏祭り 盆供養 鮎焼き	饅頭作り 夏祭り 盆供養 鮎焼き	饅頭作り 夏祭り 盆供養 鮎焼き
9	防災の日 白露 十五夜 敬老の日 彼岸入り 秋分の日	コスモス 稲刈り	敬老会 彼岸供養 おこわ リクエスト給食	敬老会 彼岸供養 おこわ 誕生会	敬老会 彼岸供養 おこわ	敬老会 彼岸供養 おこわ 誕生会	敬老会 彼岸供養 おこわ 誕生会
10	十三夜 体育の日 霜降	爽りの秋 運動会 さつまいも 紅葉	お月見メニュー 運動会メニュー 紅葉見学 リクエスト給食	お月見メニュー 運動会メニュー 紅葉見学 味覚祭 誕生会	お月見メニュー 運動会メニュー 紅葉見学 誕生会	お月見メニュー 運動会メニュー 紅葉見学 誕生会	お月見メニュー 運動会メニュー 紅葉見学 味覚祭 誕生会
11	文化の日 立冬 七五三 勤労感謝の日	そば祭り 里芋 大根	そば祭り 赤飯 おこわ リクエスト給食	りんご狩り 誕生会 赤飯 おこわ	赤飯 おこわ	赤飯 おこわ	りんご狩り 誕生会 赤飯 おこわ

12	大雪 冬至 天皇誕生日 クリスマス もちつき 年越し	ゆず 白菜 人参	冬至メニュー 各棟忘年会・鍋 クリスマスメニュー 餅つき 年越しそば	冬至メニュー 各棟忘年会・鍋 クリスマスメニュー 餅つき 年越しそば 3日間忘年会兼	冬至メニュー 各棟忘年会・鍋 クリスマスメニュー 餅つき 年越しそば	冬至メニュー 各棟忘年会・鍋 クリスマスメニュー 餅つき 年越しそば	冬至メニュー 各棟忘年会・鍋 クリスマスメニュー 餅つき 年越しそば
1	新年会 七草 鏡開き どんと焼き	七草粥	おせち 七草粥 雑煮 トンボ玉作り リクエスト給食	おせち 七草粥 雑煮 誕生会	おせち 七草粥 雑煮	おせち 七草粥 雑煮 誕生会	おせち 七草粥 雑煮 誕生会
2	節分 立春 初午 建国記念日 バレンタイン	豆まき しもつかれ チョコ	節分おやき等 しもつかれ 赤飯 ハートなメニュー リクエスト給食	節分おやき等 しもつかれ 赤飯 ハートなメニュー 誕生会	節分おやき等 しもつかれ 赤飯 ハートなメニュー 誕生会	節分おやき等 しもつかれ 赤飯 ハートなメニュー 誕生会	節分おやき等 しもつかれ 赤飯 ハートなメニュー 誕生会
3	ひな祭り 彼岸入り 春分の日	梅 桃の花	ちらし寿司 彼岸供養 おこわ リクエスト給食	ちらし寿司 彼岸供養 おこわ 誕生会	ちらし寿司 彼岸供養 おこわ 誕生会	ちらし寿司 彼岸供養 おこわ 誕生会	ちらし寿司 彼岸供養 おこわ 誕生会

Ⅲ 管理・運営

1 会議

職員の情報共有と改善点を協議して、利用者に充実したサービスが提供できるよう次のような会議を行う。

定期的な会議日程の予定表

会議名	予 定	会議名	予 定
調整会議	毎月25日	ユニット職員会議	月1回
所長・主任会議	毎月第3木曜日	みはら職員会議	月1回
ユニットリーダー会議	毎月第1、3木曜日	ふじみ職員会議	月1回
介護支援専門員会議	月1回	かじや職員会議	月1回
看護職員会議	毎月第2木曜日	もとまち職員会議	月1回
給食会議	2カ月に1回	車両担当者会議	6カ月に1回

2 委員会活動・研修会等

利用者が充実した生活を送れるよう、職員が次のような委員会を結成し活動にあたる。
定期的な委員会の予定表

委 員 会 名	予 定
安全対策委員会 (身体拘束・褥瘡予防・感染症・事故防止・虐待防止・防災)	毎月第2木曜日
サービス向上委員会 (介護力向上・排泄ケア・看取りケア・医療ケア・栄養給食)	奇数月第3水曜日
運営委員会 (行事企画実施・広報活動・省エネ活動等)	毎月第2月曜日
衛生管理委員会 (職員の健康管理・ストレスチェック・労働環境整備等)	偶数月第4水曜日
研修委員会 (施設内研修の企画実施・研修報告書の管理等)	毎月第2火曜日

※全委員会開催して年間計画作成、3月は反省会(まとめ)を行う。

3 職員研修

謙心会キャリアパス制度と謙心会研修計画に基づき、計画的に内部・外部研修を行い、専門職としての技術と知識を磨き、利用者に質の高いサービスを提供する。

- ・職場内外の研修会へ積極的に参加する(ユニットケア、認知症ケア、主任介護支援専門員、喀痰吸引、法人全体の研修会等)。
- ・新人職員の教育を強化して、評価をおこなう。
- ・目標管理シートを作成して、上司により評価を受ける。
- ・年2回は、人事考課も実施する。
- ・資格取得を推進する。
- ・他施設とも連携を図る。
- ・キャリアアップを図り、非常勤職員から正規職員移行への推進。
- ・幹部職員研修の実施(5月～9月で月2回)。

※内容については、『謙心会職員研修計画』参照

4 防災計画

消防署で掲示された「防火管理対策マニュアル」及び「謙心会防災マニュアル」を基本として、火災は絶対出さないように努める。しかし、万が一に備え訓練も実施する。

- ・避難訓練・消火訓練・スプリンクラーの機械操作訓練等実施(月1回)
- ・年2回の消防職員立会いによる総合訓練の実施し、夜間想定訓練を年1回は実施する。
- ・定期的に火気・危険物の点検・防災設備の点検(業者委託)
- ・管理宿直員の配置
- ・年に1回は、地域と合同で避難訓練を実施する。
- ・自然災害を想定しての対応策や訓練も実施する。

※『防災規程』『消防計画』『非常災害時対応マニュアル』『防災マニュアル』参照

5 地域交流活動

(1) 家族との交流

利用者の精神安定を図り、より良い生活支援を行うため、家族会の充実に努め、面会・行事への参加協力の他、外泊の推進をお願いする。

- ・ 家族会等にて家族同士の交流や連携も図る。
- ・ ケアプランの作成にも協力を求める。
- ・ 職員は、家族へのパイプ役となり状況報告と意志伝達を行う。

(2) 地域との交流

施設の社会化の一環として「地域への開放」を重要な役割の一つとして捉え、施設行事への参加や施設見学等の受け入れを積極的に行う。また、地域の行事にも積極的に参加して交流を図る。

(3) ボランティアの受入れ

地域の社会化の一環として「地域への開放」を重要な役割の一つとして捉え、ボランティアの積極的な受け入れを行う。

(4) 学生・実習生の受入れ

「福祉人材の育成」は、福祉施設の重要な役割と認識し、超高齢社会の担い手として、老人福祉への理解と介護技術の養成・人材育成に努める。

- ・ 介護福祉士、ホームヘルパー養成校などの受け入れ、指導をする。
- ・ ボランティアや幼・小・中・高校生の積極的な受け入れをする。

6 広報活動

広報活動も積極的に行い、施設のPR活動は勿論だが、介護サービスが必要な方を一人でも多く利用に結び付けていく。

- ・ 広報誌を発行し、地域や関係機関へ配布する。
- ・ 地域の方に納涼祭・敬老会等、行事への参加を依頼し、交流を図る。
- ・ 各行事を市広報係や新聞社に掲載依頼
- ・ 地域住民を対象とした研修会(介護技術・介護保険等)の開催
- ・ ホームページ・ブログを利用してPRする。

7 苦情処理体制

利用者・家族等からの苦情に速やかに対処できるよう、福祉サービスにおける苦情解決に関する規定を遵守する。

- ・ 苦情解決責任者・苦情受付責任者の設置・第三者委員会を設置する。
- ・ ご意見箱を設置(ご面会カウンター)する。

※『苦情処理マニュアル』参照

8 個人情報の保護

利用者の個人情報の取り扱いについては、責任と義務を認識して、個人情報の保護対策に取り組んでいく。個人情報の保護対策に当たっては、紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどがないように自覚を持ち、「個人情報保護法」及び「社会福祉法人謙心会個人情報の保護に関する規定」を遵守するとともに、社会的な倫理に基づいて個人情報保護の責任を果たす。

個人情報の利用を下記の目的でしているが、これらの以外の目的で利用する必要が生じた場合

には、あらためて利用者からの同意をもらう。

また、個人情報の開示・訂正・利用停止等についても、「個人情報保護法」及び「社会福祉法人 謙心会個人情報の保護に関する規定」にしたがって進めていく。

個人情報の利用目的

- ・利用者への介護保険サービスの提供
- ・公的介護保険に係る事務
- ・公的介護保険事務のうち、審査支払機関への保険請求書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・利用者へのサービス提供に係る事業所等の管理運営業務(利用状況等の管理、会計・経理等)
- ・利用者のサービス向上及びサービスの提供に係る契約後の管理・アフターサービスの実施
- ・他の医療機関・施設・介護サービス事業者などとの連携や照会への回答
- ・ご家族への身体状況の説明
- ・介護保険サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- ・法人内において行われる学生やヘルパー実習への協力
- ・法人内における行事写真・作品等の掲示・展示、広報紙への掲載

9 法令遵守(コンプライアンス)

当法人は、介護保険法・社会福祉法・老人福祉法等に基づいた業務を行っており、法令を遵守して、次の事に配慮して介護サービスの提供に努めなければならない。

(1)基本原則

- ①私たちは、法人の担う社会的責任と公共的支援を認識し、健全な業務を行います。
- ②私たちは、法令の文言はもちろん、その精神までを遵守していきます。
- ③私たちは、自己責任原則を基本として、公正公平な事業運営を展開します。
- ④私たちは、ご利用者の安全と安心を守るとともに、自立支援と保利用者本位の精神を尊重し、誠実な施設運営を展開します。
- ⑤私たちは、ご利用者はもちろんの事、その他すべての関係者の人格を尊重し、地域福祉の健全な発展に貢献します。
- ⑥私たちは、法人が自己の利益だけを追求する存在ではないことを認識します。
- ⑦私たちは、利益と倫理が相反する場合は迷わず倫理を選択します。
- ⑧私たちは、反社会的勢力については断固とした態度で臨みます。
- ⑨私たちは、地域社会に貢献し、地域の未来により豊かで公正な社会を残すよう尽力します。
- ⑩私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

(2)ご利用者及び取引相手に対する行動規範

- ・守秘義務、説明義務・適合性の原則、リスクの説明、誠実な態度、ご利用者との癒着の禁止、情実取引の排除、公正な取引選定、リベート要求の禁止

(3)福祉事業者としての行動規範

- ・社会福祉法・介護保険法の遵守、利益追求の制限、人員配置基準の遵守、資格の確認、定員の遵守、平等な受入れ、設備基準の遵守、消防法の遵守、労働者の保護、他事業所との連携と独立性

(4)福祉従事者としての行動規範

- ・身体拘束の禁止、虐待の防止と通報の義務、交通規則の遵守、法人財産の尊重、公正な経費処理、記録・マニュアル等の整備、内部ルールの確認

(5)より良い法人にするための行動模範

- ・差別の禁止、セクハラ・パワハラ等の禁止、相互監視と保護の原則、不透明な習慣の排除、理念の追及(利用者本位であること)、職場の雰囲気作り

(6)セルフチェック項目

- ・社会は、私たちに責任ある行動を求めている。日常の業務の中で判断に迷った時は、自問自答すること。

- ①利用者の期待に反していませんか？
- ②社会の定めるルールに反していませんか？
- ③法人が定める理念に反していませんか？
- ④自分の良心に反していませんか？
- ⑤福祉の心に反していませんか？
- ⑥世の中の尺度で見て、恥ずかしいと思えるものではありませんか？
- ⑦問題があると思っけていても、他の人がやっているあるいは以前からやっているという理由で、なんとなく継続していませんか？

※謙心会 『法令遵守マニュアル』参照

10 情報の公開

サービスの選択を支援するために、情報公開を行う。

(1)介護サービス情報公表制度

- ・厚生労働省作成のインターネット(WAM ネット)にサービス内容に関する情報を掲載する。

(2)外部評価の公表

- ・平成 18 年度から創設された地域密着型サービスは、良質なサービス水準の確保・向上を図る事を目的として、自己評価及び外部評価が義務付けられており、その結果をインターネットで公表している。
- ・外部評価を受審し、更に評価が向上できるよう努力する。

(3)情報開示

- ・玄関に情報開示資料(運営規程や決算報告書など)を用意すると共に、ホームページ上でも公表する。

11 資源の節約

環境に優しい、資源の節約を実行する。

(1)省エネ活動の実践

- ・部署ごとに目標を定め、節電・節水・時間や用具の節約等を行い、業務の効率化や節約に挑戦する。

(2)リサイクル活動

- ・不要となった電化製品や空き缶・ペットボトル・新聞紙等リサイクル可能な品物は、リサイクルする。

1.2 財務の管理

- ・電算処理での適正な財務管理に努める。
- ・経理規程、会計基準に基づき、適切で正確な経理事務を行う。

1.3 施設整備の取組

(1)既存施設の再整備

- ・みはら、もとまちのエアコン整備。
- ・屋根の修繕。

IV 事業所別計画

【特別養護老人ホーム】

1. 特別養護老人ホームにちにしちそう（地域密着型） 定員29名（平成29年4月1日指定）

要介護認定を受けており、身体の不自由あるいは認知症の方を対象として、食事・入浴・排泄等の必要に応じた介護サービスを行うとともに、行事・レクリエーション・機能訓練等を提供する。入居者一人ひとりの生活リズムを把握するため24時間シートを作成し、個別ケアを実践する。又、地域の方々との交流を図り、地域に溶け込んだ施設づくりを行う。

2. 今年度の目標

○ユニットケアを促進し、入居者に「ここが自分の家」と思っていただけにする。

ユニット目標

- 【こだま】入居者一人ひとりの笑顔が増えるケアの実践。
- 【すみれ】個別レクリエーションの充実を図る。
- 【あさひ】その人らしく明るく楽しく生活できるように支援する。

3. 日 課

- ・各入居者様の24時間シートを基に、一人ひとりにあった生活を送っていただきます。

4. 年間行事計画

月	内 容	月	内 容
4	お花見	10	紅葉ドライブ
5	端午の節句	11	リンゴ狩り
6	バーベキュー	12	クリスマス、餅つき
7	七夕会	1	初詣
8	夏祭り	2	節分
9	敬老会	3	ひな祭り

※その他、ユニット毎に季節感のある行事・レクリエーションを計画・実施する。

5. クラブ・レクリエーション活動等

- カラオケクラブ（毎週2回：火、金曜日）
- 絵手紙教室（月2回）
- 映画クラブ（月2回）
- 将棋クラブ（週1回）
- レクリエーション、遊びリテーション（随時）
- 交流会・・・幼稚園、小・中学校等（随時）

6. 運営推進会議

事業所が自ら設置し、利用者、利用者の家族、地域包括支援センター職員、市職員、地域住民の代表等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供する事で次に掲げる①から④を達成することが主な目的です。

- ① 事業所運営の透明性を確保する。
- ② サービスの質の確保、向上する事。
- ③ 事業所による利用者の「抱え込み」を防止する事。
- ④ 地域との連携を図り、地域交流等の体制を築く事。

【（予防）短期入所生活介護】

1. ショートステイにちにあそび 定員10名（平成29年4月1日指定）

要支援・要介護者に対し、短期間入所して、食事・入浴・排泄等の必要に応じた介護サービス等を中心に、レクリエーション・機能訓練等を提供する。

2. 今年度の目標

- レクリエーションの充実を図り、利用者様と共に笑顔で過ごす。
- 利用中も自宅同様の生活ができるようなケアを提供する。

3. 日 課

- 8：10～ 打ち合わせ
- 8：20～ お迎え
- 9：00～ 到着、健康チェック等
- 10：00～ お茶、談話、機能訓練、入浴等
- 12：00～ 昼食、口腔ケア
- 13：00～ 静養及び余暇活動
- 14：00～ 機能訓練、レクリエーション、入浴等
- 15：00～ おやつ
- 16：00～ お送り

※上記は概ねの日課となっており、基本的には各入居者様の24時間シートを基に、一人ひとりにあった生活を送っていただきます。

4. 年間行事計画

月	内容	月	内容
4	桜見学、ドライブ	10	紅葉狩り、お彼岸（お萩作り）
5	端午の節句、母の日、つつじ見学	11	リンゴ狩り、お鍋会
6	父の日、紫陽花見学	12	冬至（ゆず湯）、クリスマス、餅つき
7	七夕、流しそうめん	1	初詣、新年会
8	夏祭り、窯の蓋（饅頭作り）	2	節分、バレンタイン
9	敬老会、ドライブ	3	ひな祭り、お彼岸（牡丹餅作り）

【（予防）通所介護事業】

1. にちにちそう みはら 定員20名（平成28年10月1日指定）

要介護・要支援者に対し、通所にて食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための訓練・支援を日帰りで行い、心身機能の維持・向上を図るとともに社会的孤立感の解消に努める。又、介護者の身体的・精神的負担の軽減に努める。

2. 今年度の目標

- ご利用者様の身体機能向上及び残存機能を活かした支援に努める。
- 一人ひとりに合わせた過ごし易い環境の整備に努める。
- 丁寧な接遇・電話対応に努める。
- 情報の共有を図り『ほうれんそう』の徹底に努める。
- シー・スロー・ストップ3S運動及び安全運転の徹底に努める。
- 事業所のPRに努め、利用者獲得の活動を推進する

3. 日 課

- 8:10～ 打ち合わせ
- 8:20～ お迎え
- 9:00～ 到着、健康チェック等、お茶、談話等
- 9:30～ 個別機能訓練、入浴等
- 10:30～ 脳トレーニング
- 11:30～ 嚙下体操
- 12:00～ 昼食、口腔ケア等
- 13:00～ 静養及び余暇活動
- 14:00～ リハビリ体操、レクリエーション、入浴等
- 15:00～ お茶、おやつ等
- 16:15～ お送り

4. 行事・レクリエーション等

月	内 容
4	お花見、芝桜見学、おやつ作り
5	端午の節句、新緑ドライブ、ピクニック、おやつ作り、
6	紫陽花見学、外食会、おやつ作り
7	七夕、えりのあ福祉祭り見学、暑気払い、流しそうめん会、おやつ作り
8	お饅頭作り、夏祭り、映画会
9	敬老会、お楽しみ会、お彼岸（お萩作り）
10	秋の味覚祭、日帰り温泉旅行、大田原中学校体育祭見学、おやつ作り
11	紅葉狩り、お寿司会、大田原中学校起翔祭見学、おやつ作り
12	クリスマス会、年越しそば作り、餅つき、ゆず湯、おやつ作り
1	初詣、新年会、おやつ作り
2	節分、ラーメン&餃子会、バレンタインデー、しもつかれ作り
3	ひな祭り、日帰り温泉旅行、ホワイトデー、お彼岸（牡丹餅作り）

5. ボランティアによる活動

- ・書道クラブ（月2回）
- ・散髪（月2回）
- ・フラワーアレンジメント教室（月1回）

6. その他のサービス（宿泊デイサービス）

当施設の通所介護利用者に対し、急用時等の必要時に介護保険外の宿泊サービスを提供する。提供場所は営業終了後の通所介護事業所で、1日の定員は3名とする。利用については、事前に相談が必要となる。

【認知症対応型共同生活介護事業】

1. にちにちそう ふじみ 定員9名（平成28年10月1日指定）

グループホームとは、定員9名であるため、家庭的でこじんまりとした生活空間で、少人数の認知症高齢者（若年性認知症）が継続的なグループを保ち、ケアを受けながらできるだけ自立的な生活をするためのケア形態です。

入居者はベッドで寝ながら画一的なケアを受けるのを待っているのではなく、生活の主体として、個々人に残された残存能力を最大限に活かすために必要なケアを受けます。そのための生活空間も、従来の病院のように衛生的であることを最優先にした療養空間ではなく、その人らしい生活を展開できるためのきっかけに満ちた家庭的な環境の場所です。

2. 今年度の目標

- 「自分で出来ることは自分で」を目標に生活支援をする。
- 余暇活動の充実。
- ひとりひとりの生活リズムを尊重する。

3. 日 課

時間帯	内 容
6:00	起床・洗顔・整容・バイタル測定
7:30	朝食・口腔ケア
9:00	洗濯・布団干し・部屋清掃
10:00	おやつ時間
10:30	リハビリ体操・余暇活ゲーム等
12:00	昼食・口腔ケア
13:30	入 浴
15:00	おやつ時間・余暇活動
18:00	夕食・口腔ケア・就寝準備
21:00	消 灯

4. 行事・レクリエーション等

月	内 容	月	内 容
4	花見、外食	10	ラーメン・餃子作り、BBQ
5	母の日、つつじ見物、 端午の節句（柏餅づくり）	11	紅葉見学（手作りお弁当）、 リンゴ狩り、芋煮会
6	父の日、あじさい見学	12	クリスマス、餅つき
7	七夕、BBQ、えりのあ福祉祭り	1	初 詣

8	夏祭り	2	節分（恵方巻作り）
9	敬老会	3	ひな祭り（桜餅作り）

5. 運営推進会議

- ・目的・・・事業者が自ら設置し、利用者・市職員・包括支援センター職員地域住民の代表者に対し、提供しているサービス内容等を明らかにする。また、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的とする。
- ・構成員・・・入居者及び入居者の家族、地域住民の代表者（自治会長、民生委員等）、市、及び地域包括支援センター職員、施設職員
- ・内容・・・概ね2ヵ月に1回以上開催し、必要な要望、助言等を頂く。
開催日・・・原則奇数月の第2火曜日

【小規模多機能型居宅介護事業所】

〇にちにちそう かじや 定員29名（平成28年10月1日指定）

1. 事業内容

登録定員29名以下。通いサービス18名以下。宿泊サービス9名以下。訪問サービス29名以下。とし、要介護者等（以下「利用者」という）について、その居宅若しくは短期間宿泊させ、当該事業所において家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことが出来るようサービス提供に努める。

2. 今年度の目標

- 〇職員側からの声掛けを徹底する。
- 〇利用者・家族様の要望に対し、迅速に対応する。
- 〇危険予測力を高め、事故を起こさない。

3. 目 課（通いサービス・お泊りサービス）

時間帯	内 容
6：00	起床・洗顔
7：00	朝食・口腔ケア
8：00	屋内清掃
8：45	朝のミーティング
9：00	お迎え
10：00	到着・バイタルサイン測定・お茶（水分補給）・入浴
10：30	今日の出来事（新聞にて）・談話・リハビリ体操・入浴

12:00	昼食・口腔ケア
13:30	休憩
14:00	休憩・入浴
15:00	おやつ・レクリエーション
16:00	お送り
18:00	夕食・口腔ケア
19:00	夕食後のお送り
21:00	消 灯

4. 行事・レクリエーション

月	内 容	月	内 容
4	お花見（外食・魚べい）	10	紅葉狩り
5	いちご狩り	11	昼食バイキング、リンゴ狩り
6	なかがわ水遊園（県民の日） あじさい見学（黒羽城址公園）	12	クリスマス会、餅つき
7	七夕（流しそうめん）	1	初詣
8	釜の蓋饅頭作り、夏祭り	2	節分・恵方巻作り
9	敬老会、 那須フラワーワールド見学	3	雛祭り

※各月に担当者を貼り付け、内容を計画実行する。また、上記以外にも各月の誕生会等も行う。

5. 運営推進会議

事業所が自ら設置し、利用者、利用者の家族、地域包括支援センター職員、市職員、地域住民の代表等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供する事で次に掲げる①から④を達成することが主な目的です。

- ① 事業所運営の透明性を確保する。
- ② サービスの質の確保、向上する事。
- ③ 事業所による利用者の「抱え込み」を防止する事。
- ④ 地域との連携を図り、地域交流等の体制を築く事。

奇数月に開催し、構成員は、大田原市高齢幸福課職員・大田原市西部包括支援センター職員・加治屋自治会長・民生委員・利用者・利用者家族代表・かじや所長・かじや職員となっている。

6. 外部評価

サービスの改善及び質の向上のため、事業所が自ら提供するサービスについて、評価・点検（自

己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について運営推進会議等において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を1年に1回以上行う事としており、サービスの質の客観性を高めサービスの質の改善を図る事を目的とする。

○にちにちそう もとまち 定員29名 (平成28年10月1日指定)

1. 今年度の目標

- 利用者様及び家族様との積極的なコミュニケーションを心がけます。
- 地域密着型サービスの特性を生かした活動に力を入れてまいります。
- 職員間の報・連・相を徹底し、働きやすい職場環境にします。

2. 日 課

6:00~7:00	起床介助
7:00~7:30	口腔ケア
8:30~10:00	送迎 バイタル測定 健康チェック
9:00~12:00	入浴 排泄介助
10:00~10:30	お茶
10:30~11:30	レクリエーション
11:30~12:00	リハビリ体操・嚥下体操 排泄介助
12:00~13:00	昼食
13:00~13:30	口腔ケア
13:30~14:30	昼休み
14:30~15:00	排泄介助
15:00~16:00	おやつ 体操 歌など
16:00~17:00	送迎
17:00~18:00	バイタル測定 排泄介助
18:00~18:30	夕食
18:30~19:00	口腔ケア
19:00~21:00	就寝介助

3. 行事・レクリエーション

【行事】

4月	花見ドライブ	10月	ボウリング大会、東地区文化祭
5月	端午の節句・柏餅作り	11月	もみじ狩り
6月	紫陽花見物	12月	クリスマス会、餅つき
7月	七夕流しそうめん	1月	初詣、新年会
8月	釜の蓋饅頭作り、夏祭り	2月	節分(豆まき、恵方巻作り)
9月	敬老会、保育園交流	3月	ひな祭り、保育園との交流

【レクリエーション】

日々のレクリエーションは脳トレ、創作、手芸、歌、回想、運動など随時提供。
その他、折り紙教室・・・毎月第3水曜日、

ボランティアによる舞踊・マジック・楽器演奏等・・・不定期。

4. 運営推進会議

奇数月の第3金曜日 13:30～ 元町ほほえみセンターにて開催。

- 構成員
- ・家族代表
 - ・大田原市高齢幸福課職員
 - ・大田原市中央包括支援センター職員
 - ・元町自治会長
 - ・民生委員
 - ・ほほえみセンターサポーター代表
 - ・もとまち所長
 - ・もとまち介護支援専門員

【居宅介護支援事業】

1. 居宅介護支援事業所にちのちそう（平成28年10月1日指定）

在宅の要援助者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な総合的サービスを、利用者及び家族が適切に利用できるように居宅サービス計画を作成し、交付するとともに、その実施が確実に、また効率的に行えるように各関係機関との連絡調整等便宜を図り、生活の質の向上に努める。

【業務内容】

- ・介護保険の相談及び申請代行
- ・ケアマネジメントの実施
アセスメント⇒カンファレンス⇒ケアプラン作成⇒同意⇒サービス実施
⇒モニタリング ※必要性により適宜ケアプランの変更を行う
- ・中立公正な立場で地域、行政、医療及び関係機関との連携や施設入所の紹介等
- ・地域包括支援センターとの連携(困難ケース等連携を図りながら支援にあたる)
- ・介護予防ケアマネジメントの実施(地域包括支援センターより委託を受けた場合)

2. 今年度の目標

- 質の高いケアマネジメントの推進
 - ・事業所内外の研修会に積極的に参加し、スキルアップを図る。
 - ・主任介護支援専門員の資格取得を目指す。
 - ・他法人が運営する居宅介護支援事業所との連携の促進を図る。
- 医療と介護との連携強化
 - ・居宅介護支援の開始時・入院時・看取り時等、医療機関との情報交換を強化し、更なる連携の促進に努める。